

議会運営委員会日程

令和3年11月29日(月)
午前10時 502会議室

日程第1 議員提出議案について

- (1) 議員提出議案第3号 川崎市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償額並びにその支給条例の一部を改正する条例の制定について

日程第2 11月30日(火)の本会議の運営について

【別紙「11月30日(火)の本会議の議事要領」による】

日程第3 陳情の取扱いに関する在り方について

日程第4 その他

議員提出議案第3号

川崎市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償額並びにその支給条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び川崎市議会会議規則第13条の規定により提出いたします。

令和3年11月29日

川崎市議会議長 橋本 勝 様

提出者 川崎市議会議員 青木 功 雄

” 岩 隈 千 尋

” 宗 田 裕 之

” かわの 忠 正

” 飯 塚 正 良

川崎市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償額並びにその支給条例の一部を改正する条例

第1条 川崎市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償額並びにその支給条例（平成20年川崎市条例第36号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の167.5」を「100分の157.5」に改める。

第2条 川崎市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償額並びにその支給条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の157.5」を「100分の162.5」に改める。

附 則

この条例は、令和3年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和4年4月1日から施行する。

提 案 理 由

議会議員の期末手当の額を改定するため、この条例を制定するものである。

1 1 月 3 0 日 (火) の本会議の議事要領

1

日程第 1 分割議決議案 1 件を上程

議案第 1 8 8 号 川崎市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

(1) 委員長報告 (日程第 1 の議案 1 件)

総務委員長からの報告

～ 委員長報告に対する質疑 ～

(2) 討 論

(3) 採 決

議案第 1 8 8 号を起立により採決

2

日程第 2 議員提出議案 1 件を上程

議員提出議案第 3 号 川崎市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償額並びにその支給条例の一部を改正する条例の制定について

[上程、提案説明・質疑・討論を省略し、直ちに起立により採決]

令和3年第4回川崎市議会定例会
議事日程第2号

令和3年11月30日(火)
午前10時 開 議

第 1

議案第188号 川崎市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

第 2

議員提出議案第3号 川崎市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償額並びにその支給条例の一部を改正する条例の制定について

令和3年11月26日

川崎市議会議長

橋本 勝 様

総務委員長

斎藤 伸 志

総務委員会審査報告書（議案）

本委員会に付託された下記の議案を審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

議案第188号 川崎市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
(原案可決)

代表討論（分割議案） 通告書

令和3年11月26日

川崎市議会議長 様

会 派 名 日本共産党

討論者氏名 勝又 光江

時 間 約 6 分

次のとおり代表討論を行いますので、会議規則第49条の規定により通告します。

議 案 (請願を含む)	
反 対 討 論	議案第188号 川崎市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例 の制定について
賛 成 討 論	
報 告	



陳情の取扱いに関する在り方について

1 陳情の委員会付託の取扱いに関する議会運営の手引き（抜粋）

207 請願、陳情の付託委員会は、議長が正副委員長会議に諮って決める。（事前に関係局と協議し、所管局を調整している。）

なお、次の各号のいずれかに該当すると議長が判断するときは、正副委員長会議で確認の上、委員会付託をしないこととする。

陳情の取り扱いについて

- 1 基本的人権を否定するなど、違法又は明らかに公序良俗に反する行為を求めるもの
- 2 裁判判決の変更を求めるものや、係属中の裁判事件に干渉するものなど、司法権の独立を侵すおそれのあるもの
- 3 著しく個人、団体等を誹謗・中傷し、その者の名誉棄損又は信用失墜のおそれのあるもの
- 4 公益上の必要がなく単に個人の秘密を暴露するもの
- 5 市の事務に関係しない事項を願意とするもの（ただし、意見書提出を願意とするものは除く。）
- 6 採択、不採択等の議決のあった請願又は陳情と同一趣旨のもので、その後、特段の状況の変化がないもの（*）
- 7 市の職員の身分に関し、懲戒、分限等個別の処分を求めるもの
- 8 趣旨、理由等が明確に記載されていないもの
- 9 提出者が県外のもの
- 10 前各号のほか、委員会付託になじまないと議長が認めたもの

（*） 注釈「その後、特段の状況の変化がないもの」

- 1 議決時以後当該陳情をめぐる環境、条件が同じであるものは、委員会付託しない。
- 2 年月の経過も一つの状況の変化ととらえることができるものとする。ただし、予算に関するものにあつては議決のあった年度内、制度等に関するものにあつては議決後概ね1年を経過するまでの間に提出のあったものは除く。

2 会議録における委員会付託しない陳情の取扱いに関する考え方（案）

発言の取消は、当該会期中に限り、議長が取消しを命じた場合、又は発言した議員による取消の申し出を議会が許可した場合のいずれかの場合にのみ行い得るものである。

今回の陳情第97号の事例のように、地方自治法等の規定により、願意が実現し得ない陳情を委員会付託せざるを得ない状況を鑑み、議会運営の手引きの委員会付託しない陳情の対象として、「本会議・委員会での発言に対し、訂正、削除、撤回などを求める陳情」との項目を新たに追加することが考えられる。